

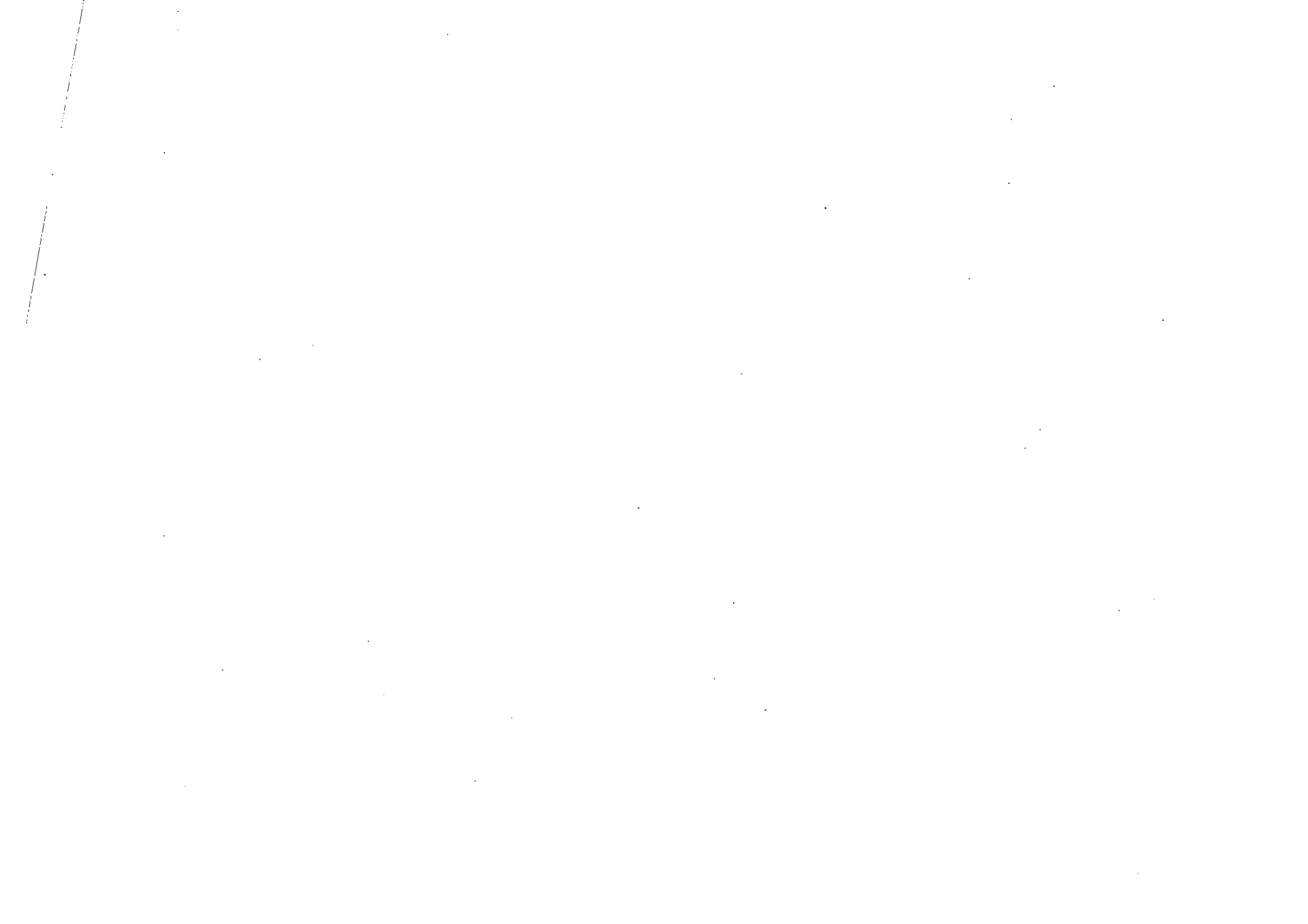


**(連絡事項 1)**  
**戦傷病者等の妻に対する特別給付金の時効失権防止について**

平成18年10月1日から受付を開始した戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、平成21年9月30日をもって時効が到来する。

当該特別給付金の時効失権防止のため、各都道府県におかれては、援護システムから出力される前回受給者のうち未請求である者のリスト及び援護課より送付した増加恩給等の受給者リスト並びに障害年金等の受給者リストにより制度案内をそれぞれに行っているところであるが、厚生労働省としては、受給権者に対し、もれなく制度案内を行う必要があると考えており、恩給システム及び援護年金システムの受給者情報と特別給付金を請求済の者とを突合した、未請求の受給権者に係るリストを平成21年3月末までに各都道府県に送付する予定であるので承知されたい。

また、政府広報として今月末にラジオ番組（「栗村智のHAPPY！ニッポン！」）を通じて、全国に制度案内を行う予定であるが、都道府県及び市区町村におかれても、自治体の広報紙を活用した広報活動についてなお一層努められるようお願いいたします。



## (連絡事項 2) 遺骨収集等慰霊事業について

### (1) 遺骨収集

#### ア 南方地域等における戦没者の遺骨収集

平成21年度においては、寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら、7地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、モンゴル、アッツ島、沖縄・硫黄島）において実施するほか、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を行うこととしている。

#### ◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

戦後60数年を経過し、遺骨情報も減少し、遺骨収集が困難な状況になりつつあるため、平成18年度から3か年にわたり未送還遺骨の情報収集事業を実施してきたが、平成21年度も引き続き、集中的かつ重点的な情報収集を目的とした派遣（回数及び派遣）を増やす等充実に努めることとしている。

#### イ ソ連抑留中死亡者の遺骨収集

平成4年度から本格的に実施。平成20年12月までに16,979柱の遺骨を収集したところである。

平成21年度においては、ハバロフスク地方において実施することとしている。

#### ウ 都道府県に遺族、団体、協力者等から埋葬地など遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に、随時、御連絡願いたい。

### (2) 慰霊巡拝

#### ア 南方地域等

旧主要戦域となった地域における遺族を対象として実施しているところであり、平成21年度においては、8地域（フィリピン、東部ニューギニア、

ビスマーク・ソロモン諸島、マリアナ諸島、トラック諸島、北ボルネオ、中国、硫黄島) について実施することとしている。

#### イ 旧ソ連地域

これまで、埋葬場所が特定されている地域を中心に実施してきたが、平成15年度からは埋葬場所の特定の有無にかかわらず各地方・州毎に広く遺族の参加を募っており、平成21年度においては、ロシア連邦4地域（ハバロフスク地方、沿海地方、ザバイカル地方、オレンブルグ州）について実施することとしている。

#### ウ 参加遺族の募集

遺族の推薦にあたり、診断書の提出を参加「内定」後とするなど参加しやすくしているので、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしくお願いしたい。

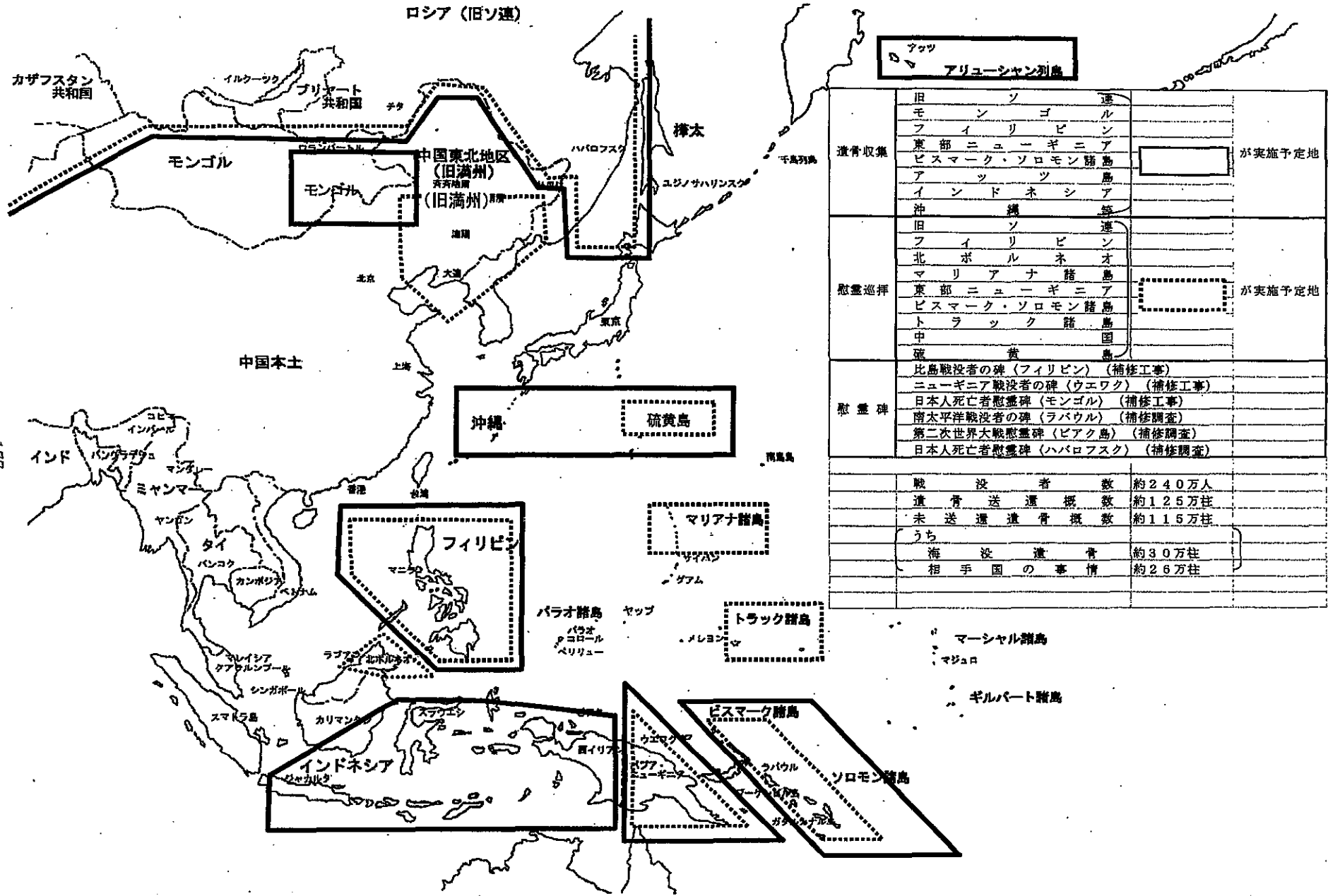
なお、参加遺族の募集にあたっては、都道府県及び市区町村の広報誌等へ早期に掲載できるように、3月上旬をメドに、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせすることとしている。

### (3) 慰霊碑の建立

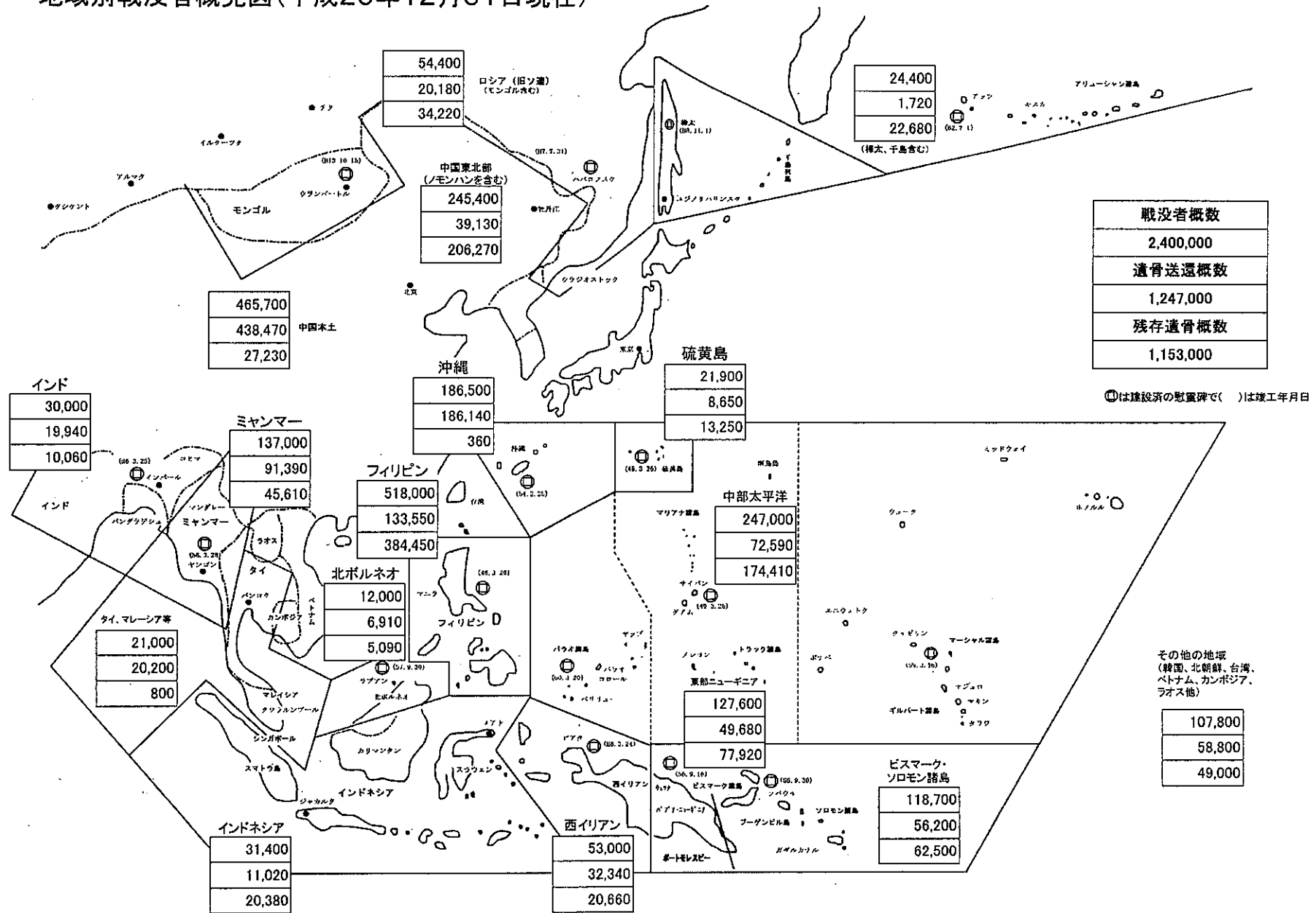
硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立している戦没者慰霊碑については、現地の関係機関等と委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

なお、経年により劣化が見受けられる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成21年度においては、フィリピンの「比島戦没者の碑」等3ヶ所の補修を行うこととしている。

平成21年度 遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



# 地域別戦没者概見図(平成20年12月31日現在)



### (連絡事項3)

## 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

#### (1) DNA鑑定

平成11年度から同19年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約7,700人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を案内し、約1,400人から申請があり、平成20年12月末までに身元が判明した遺骨649柱を遺族に順次返還している。

なお、平成20年度に収集した遺骨に係る関係遺族への「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」は平成21年度内に送付する予定である。

#### 【参考】

平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

#### (2) 遺骨及び遺留品の伝達

遺骨及び遺留品については、平成3年度以降のソ連抑留中死亡者の遺骨収集及びDNA鑑定の進展に伴い、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予算措置を行っているが、伝達数が複数あること及び日程調整が可能な場合、厚生労働省職員が都道府県まで捧持するなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。